

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託事業候補者募集要項

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく港区一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）である「みなとクリーンプラン21（第2次）」は、平成24年度から平成33年度までを計画年度として策定し、平成28年度には、社会経済情勢の変化等に対応するため、計画の中間期見直しをしました。

区では、本年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」により食品ロス削減の推進計画の策定が努力義務とされたことや、海洋プラスチックごみの発生抑制等の新たな課題にも早期に対応するため策定を1年前倒しし、近年の社会経済情勢や環境の変化を踏まえ、持続可能な循環型社会を目指すため、令和3年度から令和14年度を計画年度とする新たな基本計画を策定することとします。

このため、事業者には、ごみ減量やリサイクル等に関する高度な知識と専門性を備えるとともに、国や都の政策を見据え、社会経済情勢や循環型社会の実現などの方向性を把握し、高いコンサルティング能力を有することが求められるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を募集選考します。

2 業務の概要

(1) 業務名

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年2月28日まで

(4) 事業上限額 14,960,000円（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、提案は上記金額を超えないものとし、事業規模を超える提案を行った場合は失格とします。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態にないこと。

- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方公共団体等の一般廃棄物処理基本計画策定及び策定に関わる基礎調査業務委託等類似事業の実績があること。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 区内に本店や支店・営業所を置かない区外事業者は、原則として、区内事業者と共同すること。※

※（7）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、別紙2 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託事業候補者選考方針を参照してください）。

4 選考スケジュール

募集要項等の配布	令和元年12月27日（金）～令和2年1月17日（金）
質問受付	令和元年12月27日（金）～令和2年1月9日（木）午後5時
質問回答	令和2年1月11日（土）
提出書類受付（持参）	令和2年1月17日（金）午後5時まで
第一次選考結果通知	令和2年2月17日（月）
第二次選考（プレゼンテーション）	令和2年2月25日（火）
第二次選考審査結果通知	令和2年2月27日（木）

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所
〒108-0075 港区港南3-9-59

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）午後5時まで
※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

・港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託事業候補者募集要項

- ・別紙1 仕様書
- ・別紙2 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託事業候補者選考方針

提出様式

- （様式1）質問書
- （様式2）参加表明書兼資格審査申請書
- （様式3）共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- （様式3-2）共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- （様式3-3）委任状 ※該当する場合のみ提出
- （様式4）事業者概要及び業務実績
- （様式5）業務従事予定者の経歴及び専任性 ※総括責任者等
- （様式5-2）業務従事予定者の経歴及び専任性 ※業務担当者追記用
- （様式6）業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- （様式7～7-5）企画提案書
- （様式8）プロポーザル参加辞退届 ※該当する場合のみ提出

6 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問について下記により対応します。電話や電子メールでの問合せには対応しません。

ア 提出方法

（様式1）質問書へ記載のうえ、FAX でみなとりサイクル清掃事務所まで提出してください。なお、送信未達を防ぐため、送信後に必ず確認の電話を入れてください。

イ 質問受付期限

令和2年1月9日（木）午後5時

ウ 回答方法

質問を取りまとめた上、令和2年1月11日（土）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提案書類受付期間

令和元年12月27日（金）～令和2年1月17日（金）午後5時必着

※受付時間は午前9時～午後5時とします。

(2) 提出方法：持参による。応募方法

事前に電話予約のうえ、直接担当まで持参してください。

(3) 提出先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係

〒108-0075 港区港南3-9-59

(4) 提出書類

- ・(様式2) 参加表明書兼資格審査申請書
- ・(様式3) 共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ・(様式3-2) 共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ・(様式3-3) 委任状 ※該当する場合のみ提出
- ・(様式4) 事業者概要及び業務実績
- ・(様式5) 業務従事予定者の経歴及び専任性 ※総括責任者用
- ・(様式5-2) 業務従事予定者の経歴及び専任性 ※業務担当者用
- ・(様式6) 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ・(様式7～7-4) 企画提案書

以下の各課題に関する提案内容について、基本的な考え方を簡素に記載してください。なお、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

様式	内容
様式7	港区一般廃棄物処理基本計画の現状を踏まえた課題についての考察
様式7-2	現行計画の評価すべき点と改善点についての提案
様式7-3	新たな計画における目標設定のあり方及び手法と目標達成に向けた施策の構築についての提案
様式7-4	区民から見てわかりやすい計画書の見せ方の提案

- ・(様式8) プロポーザル参加辞退届 ※該当する場合のみ提出
- ・(任意様式) 会社概要(様式指定なし・A4版1ページ、パンフレット等可)
- ・(任意様式) 他自治体等で刊行した主な計画書・調査報告書等の参考図書
- ・(その他) ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのわかるもの(写) ※該当する場合のみ提出。
- ・(任意様式) 見積書 ※別紙1 仕様書(案)に基づき、必要な経費を概算し、内訳(人件費等、項目ごとに単価及び工数等を明記)を添付してください。

(5) 提出部数

- ① 7(4)(様式2) 参加表明書兼資格審査申請書 1部
- ② 7(4)(様式2) 参加表明書兼資格審査申請書以外 9部

※9部のうち、社名、社印を押したものを1部正本とし、残り8部は事業者の名称や、事業者が特定されるマーク等の情報を記載しないでください。

※提出部数②、(様式2) 参加表明書兼資格審査申請書 以外の提出書類について、各ページの下に通し番号を付し、左側2箇所をホッチキス等で留め、書類ごとにインデックスをつけてください。

(6) 参考資料

港区のホームページからダウンロードしてください。

- ・港区一般廃棄物処理基本計画(第2次)中間年度改訂版

- ・港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）中間年度改訂版（資料編）
- ・港区基本計画（平成30年度～平成32年度）
- ・港区環境基本計画（平成30年度～平成32年度）
- ・港区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書（平成28年2月）
- ・平成30年度ごみ排出実態調査報告書
- ・一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

8 審査方法と選考基準

別紙2 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定支援業務委託事業候補者選考方針のとおり。なお、二次選考の説明者については、本業務を請け負った場合の管理技術者としてください。

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ②記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③虚偽の内容が記載されているもの
 - ④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検

作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が 1 者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X 等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和 2 年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第 5 条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係
電話 03-3450-8025、 FAX 03-3450-8063